

## 埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校を設置する学校法人の寄附行為及び寄附行為変更認可に係る審査基準

埼玉県所轄の私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人の寄附行為認可及び寄附行為変更認可については、法令の定めるところに従い審査するため、この基準を定める。

### 第1 学校法人の寄附行為を認可する場合

#### 1 立地条件について

高等学校等の立地条件が適切であり、当該高等学校等が他の高等学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

#### 2 施設及び設備について

(1) 高等学校等の施設及び設備は、それぞれ、法令の規定、埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準並びに埼玉県私立高等学校通信制の課程の設置認可に係る審査基準に適合するものであること。

(2) 高等学校等の校地及び運動場並びに校舎は、負担付き又は借用のものでないこと。

ただし、埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準並びに埼玉県私立高等学校通信制の課程の設置認可に係る審査基準に定める場合は、この限りではない。

(3) 施設及び設備の整備に要する経費（以下「創設費」という。）の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、創設費に相当する額の寄附金が収納されていること。

ただし、埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準並びに埼玉県私立高等学校通信制の課程の設置認可に係る審査基準に定める場合は、この限りではない。

(4) 校地は、開設時まで教育上支障のないよう整備されるものであること。

(5) 入学を条件とする、寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他創設費の財源として適当と認められない寄附金は、創設費の財源には算入しないこと。

(6) 創設費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、借入金により調達した寄附金などについては、算入しないものとする。

#### 3 経営に必要な財産について

(1) 経常経費については、十分に措置されていること。

(2) 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、高等学校等の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

なお、この場合において、第1の2(5)及び(6)を準用すること。

#### 4 役員等について

- (1) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。
- (2) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。
- (3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- (4) 理事である評議員以外の評議員について、学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
- (5) 役員構成については、教学側の意向が適切に反映されるよう配慮されなければならないこと。
- (6) 学校法人の事務を処理するため、その設置する高等学校等の規模に応じた適切な事務組織が設けられていなければならないこと。
- (7) その他、規程の整備を含め、高等学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。

### 第2 埼玉県在所轄に属する学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

#### 1 立地条件について

立地条件については、第1の1を準用すること。

#### 2 施設及び設備について

- (1) 申請時において、設置経費の財源として、設置経費に相当する額の寄附金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入を収納していること。  
ただし、埼玉県私立高等学校、中学校、小学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準並びに埼玉県私立高等学校通信制の課程の設置認可に係る審査基準に定める場合は、この限りではない
- (2) 施設及び設備に係るその他の事項については、第1の2を準用すること。

#### 3 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第1の3を準用すること。

#### 4 役員等について

役員等については、第1の4を準用すること。

#### 5 既設校等について

- (1) 学校法人が、埼玉県内に従来設置している高等学校等並びに幼稚園、専修学校又は各種学校(以下「既設の高等学校等」という。)の施設及び設備が、それぞれ、法令の規定、その他県で定める審査基準等に適合していること。

- ( 2 )既設の高等学校等の在籍学生数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。
- ( 3 )従来設置している学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。
- ( 4 )学校紛争等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

第3 埼玉県在所轄に属する学校法人が高等学校等の課程、学科又は部を設置する場合に係る寄附行為の変更認可については、次の基準によって審査する。

学校法人が高等学校等の課程又は学科（以下「課程等」という）を設置する場合に係る寄附行為の変更認可については、第2に準じて審査する。ただし、当該課程等の設置が高等学校等の教育条件の向上又は学校法人の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情がある場合であって、課程等の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が、学校法人にとって過大な負担とならないものと認められるときは、基準の適用に当たり特別の配慮をするものとする。

附 則

この審査基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成17年11月9日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成21年4月1日から施行する。